

平成28年度業務実績及び決算の概要

平成29年7月27日

【 目 次 】

I 平成28年度業務実績の概要

II 平成28年度決算の概要

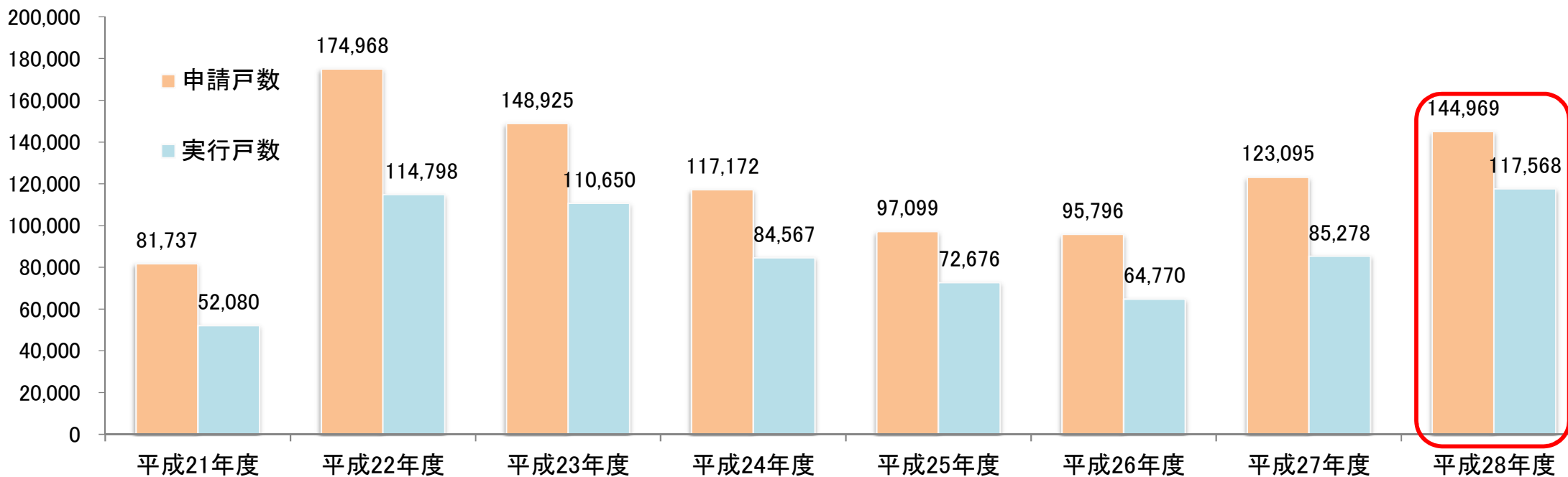
III 第三期中期目標の概要及び足下の業務状況

I 平成28年度業務実績の概要

1. 証券化支援業務①

- 平成28年度におけるフラット35の資金実行戸数は、前年度から32,290戸増加し、117,568戸となった。これは、平成28年2月に開始した日銀のマイナス金利政策を受けた低金利環境及びフラット35保証型の事業再開等が影響したものと考えられる。

(単位: 戸)



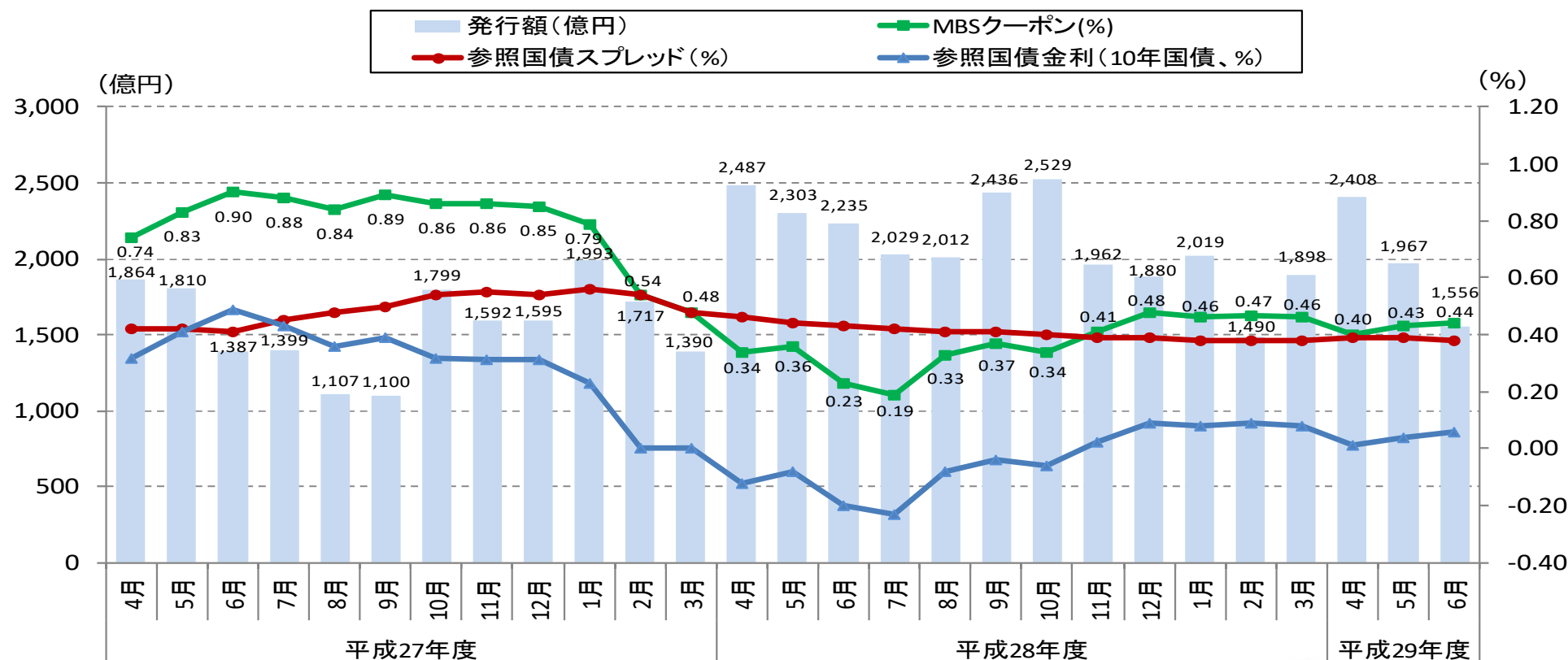
経済対策 への対応	平成22年2月15日 ～ 平成22年12月30日	平成23年1月4日 ～ 平成23年9月30日	平成23年12月1日 ～ 平成24年10月31日		平成27年2月9日 ～ 平成28年1月29日
	金利引下げ幅の拡大 (当初10年間▲0.3% →▲1.0%)	金利引下げ幅の拡大 の延長(当初10年間 ▲0.3%→▲1.0%)	省エネ性適合住宅の金利 引下げ幅の拡大(当初5年 間▲0.3%→▲1.0%※)		金利引下げ幅の拡大(当初 5年間▲0.3%→▲0.6%)

※ 被災地以外の引下げ幅は、▲0.7%

1. 証券化支援業務②

- 日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和による低金利環境を背景に、フラット35への借換需要が高水準で推移したことに伴う旺盛な資金需要に応えるべく、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定等を通じて、丁寧かつ柔軟な起債運営を実施した。その結果、年度累計では過去最大となる2兆5,280億円(前年度比+6,527億円)を安定して調達した。
- MBSのスプレッドは、水準に拘る大手投資家の動向を的確に捉えながら、年度を通じて適正なスプレッドを確保した。

<機構MBSの発行額と参照国債(10年国債)とのスプレッドの推移等>

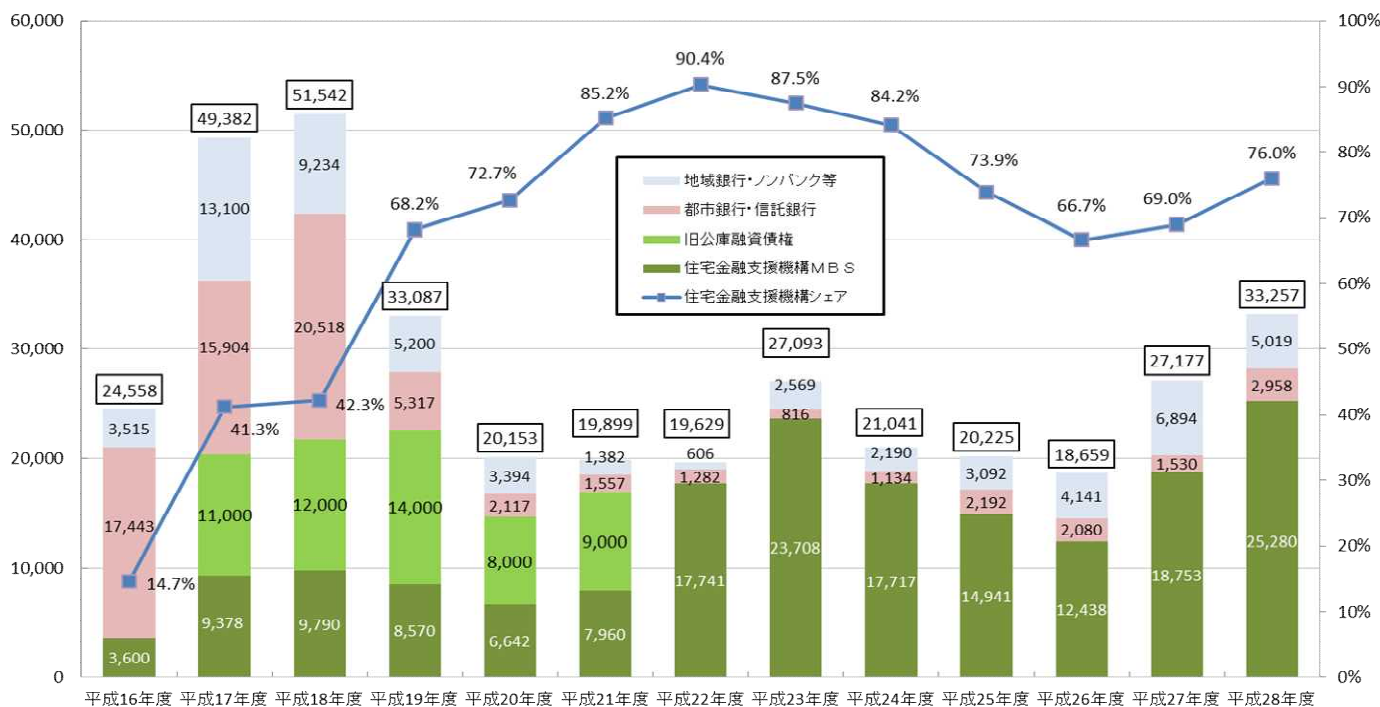


1. 証券化支援業務③

- 民間によるRMBSの発行は、平成19年度から平成22年度にかけて大幅に減少したものの、その後は回復基調にある。
- 平成27年度以降、機構MBSの発行額の増加が寄与し、RMBS市場全体の発行額は増加しており、機構MBSは、RMBS市場において投資判断等のベンチマークとしての役割を果たしている。
- 平成28年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは71.1%となり、平成27年度(62.3%)比で+8.8%と大幅に増加した。

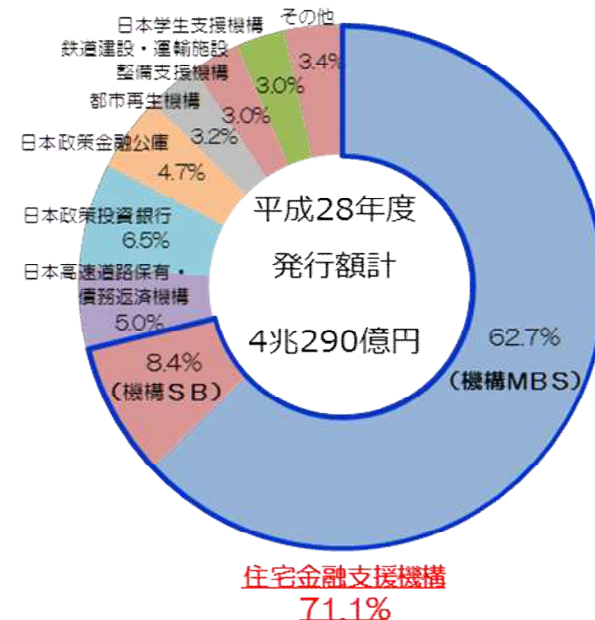
【図1】RMBS発行額の推移

(億円) (RMBS(Residential Mortgage Backed Securities): 住宅ローン債権、アパートローン債権を担保として発行する証券)



日本証券業協会の資料に基づき、住宅金融支援機構が作成

【図2】財投機関債市場における機構債のシェア

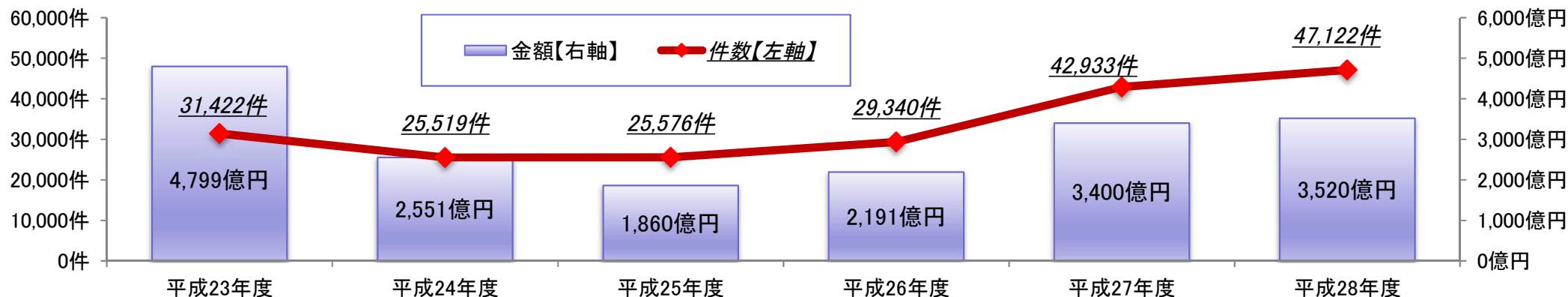


(備考) 情報ベンダー等の公表データを基に住宅金融支援機構が作成

2. 住宅融資保険業務

- 平成28年度における保険関係成立実績は、フラット35の申請件数の増加に伴い、前年度から4,189件増加し、47,122件となった。
- 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数は増加傾向。

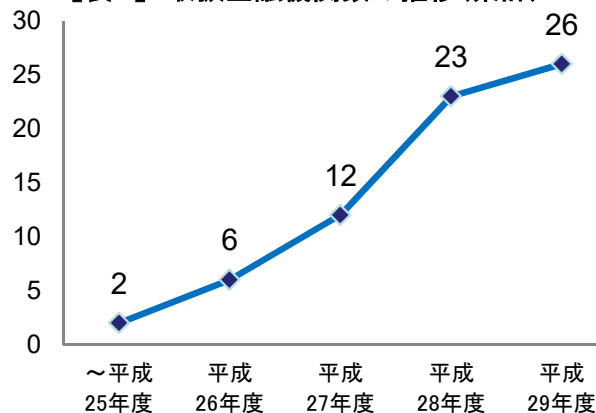
<保険関係成立実績>



<リバースモーゲージ型ローン拡充の取組>

※リバースモーゲージ型住宅ローンとは、満60歳以上のお客さま向けの居住住宅の建設・購入・リフォーム資金等を対象に、毎月の支払いに元金は含まれず、お亡くなりになった時に担保処分等により一括でお支払いいただくものです。

【表1】取扱金融機関数の推移(累計)



■ 取扱金融機関は平成29年6月末時点で26機関。【表1】

■ 平成29年4月から導入した「ノンリコース型」は、平成29年6月現在で6金融機関が導入。

【主な商品改善の経緯】

平成27年度	・資金用途に建設、購入及び借換のための資金を追加
平成28年度	・資金用途に、子世帯が住宅を取得するための資金を追加(子世帯の住宅取得を促進するため)
平成29年度	・リコース型に加え、ノンリコース型を導入

3. 住宅資金貸付業務①

- 平成28年度の住宅資金貸付業務のうち、賃貸住宅融資の受理実績(件数)は前年度比で約30%増加、共用部分リフォーム融資の受理実績(件数)は前年度比で約25%増加した。

<受理実績>

	平成28年度					
	件数		戸数		金額(億円)	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比
まちづくり融資(※1)	226	111.3%	5,382	100.0%	776	121.5%
短期事業資金	8	57.1%	1,554	63.9%	97	78.7%
長期事業資金	218	115.3%	3,828	129.8%	678	131.8%
賃貸住宅融資(※2)	1,375	128.9%	15,352	136.4%	1,657	140.5%
省エネ賃貸住宅融資	1,332	128.7%	13,408	134.4%	1,425	137.1%
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	43	134.4%	1,944	151.5%	232	165.0%
共用部分リフォーム融資	476	123.6%	23,612	119.6%	119	114.9%

※1 事業系融資に限る。

※2 賃貸住宅リフォーム融資を除く。

※ 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合がある。

	平成27年度		
	件数	戸数	金額(億円)
まちづくり融資(※1)	203	5,382	639
短期事業資金	14	2,432	124
長期事業資金	189	2,950	515
賃貸住宅融資(※2)	1,067	11,257	1,180
省エネ賃貸住宅融資	1,035	9,974	1,039
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	32	1,283	141
共用部分リフォーム融資	385	19,739	104

※1 事業系融資に限る。

※2 賃貸住宅リフォーム融資を除く。

※ 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合がある。

<まちづくり融資を活用した再開発事業等への支援例>

【広島駅南口B地区市街地再開発事業】

複数の民間金融機関により構成されたシンジケート団と協調融資を行っていた広島駅南口B地区市街地再開発事業において、工事費の増額等に伴い、竣工の間際で資金計画の見直しが必要となったが、シンジケート団においては柔軟な対応が出来なかったため、機構が迅速に融資の増額により対応したことにより、事業の進捗(完遂)を支援した事例。

(整備後)



平成28年8月竣工

【マンション建替え事例(渋谷区)】

デベロッパー等の協力が得られなかった自力建替えによるマンション建替えを事業資金で支援



平成27年竣工



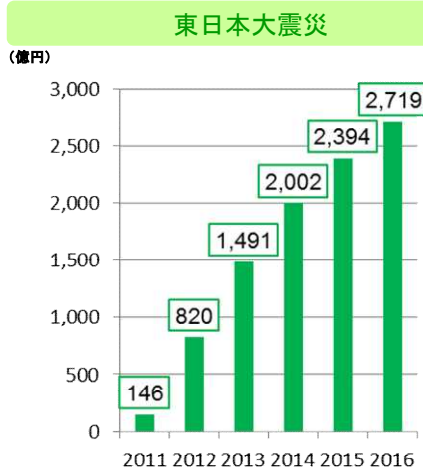
住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

3. 住宅資金貸付業務②

- 東日本大震災への的確な対応
 - 関係機関(地方公共団体、建築士団体)と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を2013年度より継続実施(機構による相談会は2011年度より継続実施)
 - 2014年度に三陸復興支援センターを設置し、岩手県沿岸部にて地域に密着した被災者相談対応等を展開

- 2016年熊本地震への対応 ※2016年4月14日、4月16日に発災
 - 地方公共団体に設置された被災者向け総合相談窓口での相談対応
 - 地域金融機関と連携し、災害復興住宅融資の受付体制を整備

災害復興住宅融資実績(年度累計)



熊本地震

18億円(2016年度)

東日本大震災への対応

- ・2011年度以後、2016年度末まで延べ1,749回の現地相談会に職員を派遣、8,695組の相談に対応
- ・三陸復興住宅支援センターでは、地元密着した住宅再建相談会等を実施(住宅再建相談会の実施回数(累計):150回、相談組数:884組)
- ・受付金融機関数:126機関(2016年度末時点)



2016年熊本地震への対応

総合相談窓口での相談対応

- ＜相談実績(2016年度)＞
- ・13市区町村に552回派遣
 - ・2,579組の相談に対応



災害復興住宅融資の受付体制整備

被災者の利便性向上のため、2016年6月に金融機関窓口での申込み受付を開始

＜受付金融機関数＞
24機関(2016年度末時点)

自然災害等への対応(熊本地震以外)

平成28年台風第10号(28年8月)、鳥取県中部地震(28年10月)、糸魚川市大規模火災(28年12月)等の災害に対して、現地支店を中心に地方公共団体と連携し、現地での被災者向け相談会に参加する等適切に対応

4. 債権管理業務

ご返済中のお客さまへの丁寧なカウンセリングを通じた延滞縮減、的確な返済方法変更の適用、任意売却等の取組により、貸付金残高の減少割合以上にリスク管理債権額は減少し、第二期中のリスク管理債権比率は大幅に改善している。

延滞初期

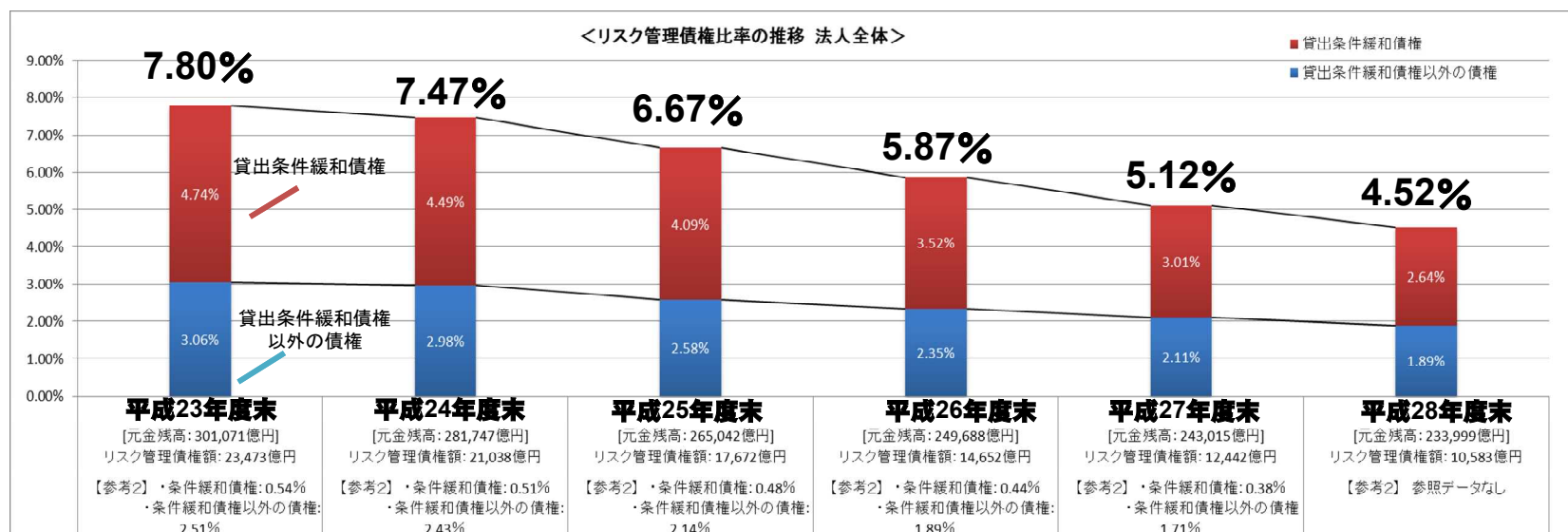
入金状況のお知らせを徹底し、早期の正常化を支援

延滞継続中

借入状況を把握して返済方法変更を適用し、今後の返済継続を支援

返済継続困難

任意売却の提案を行う等、早期解決による生活再建に向け立ち直りを支援



＜個人向け直接融資債権に係る返済方法変更適用件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
38,981	20,200	25,494	24,713	14,537	9,741	7,211	5,596	3,825	2,987

＜正常化率(4年経過時点)＞

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
60.59%	71.27%	77.86%	78.88%	80.09%	78.21%

大幅に改善

カウンセリング件数: 1,511,068件
(平成19年度～28年度の累計件数)

丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更の適用により、正常化率の向上に寄与
→ リスク管理債権比率低減

Ⅱ 平成28年度決算の概要

1. 平成28年度決算のポイント

① 全勘定で当期総利益を計上（第二期中期目標期間中の全ての年度において、全勘定で当期総利益を計上）

→ 法人全体の当期総利益は2,025億円（前年度比：▲134億円）

その結果、法人全体の積立金（利益剰余金）は8,314億円

第二期中期計画における収支改善目標を達成しました。

※ 上記積立金については、第二期中期目標期間終了後の積立金の処分（第三期中期目標期間への繰越し）として、将来の信用リスク等に備えるため、主務大臣の承認を受けて積立金とし、残余については国庫へ納付しています。

② 証券化支援勘定における新規事業量の伸長

→ 低金利に伴いフラット35の新規事業量（買取債権額）が大幅に（+37%）増加（H27年度:2.3兆円 → H28年度:3.2兆円 +0.9兆円）する一方、任意繰上償還を含む買取債権の回収も増加（H27年度:1.1兆円 → H28年度:2.4兆円 +1.2兆円）し、買取債権残高は+6%増加（H27年度:12.8兆円 → H28年度:13.7兆円 +0.8兆円）しました。

③ 既往債権管理勘定で前年度に引き続き利益剰余金を計上

→ 任意繰上償還を含む貸付金の回収が進み、貸付金残高が減少したものの（H27年度末:10.0兆円 → H28年度末:8.3兆円 1.7兆円減）、適切な債権管理を行ったこと等により、当期総利益は1,211億円（前年度比：▲95億円）（法人全体の約6割の当期総利益）

これにより繰越欠損金を解消した前年度に引き続き、2年連続で利益剰余金を計上しました。

2. 平成28年度決算 法人全体 損益の状況

- 各勘定別の経常損益、当期総利益・損失及び利益剰余金・繰越欠損金の状況は次表のとおり
- 全勘定において、当期総利益を計上

単位：億円

	平成27年度決算 (A)			平成28年度決算 (B)			(B) - (A)		
	経常利益・ 経常損失(△)	当期総利益	利益剰余金・ 繰越欠損金(△)	経常利益・ 経常損失(△)	当期総利益・ 当期総損失(△)	利益剰余金・ 繰越欠損金(△)	経常利益・ 経常損失(△)	当期総利益・ 当期総損失(△)	利益剰余金・ 繰越欠損金(△)
証券化支援勘定	684	663	2,122	630	645	2,767	△ 53	△ 18	645
債権譲受業務経理（買取セグメント）	664	644	2,283	641	656	2,939	△ 23	12	656
債務保証等業務経理（保証セグメント）	19	19	△ 161	△ 11	△ 11	△ 172	△ 30	△ 30	△ 11
住宅融資保険勘定	66	66	219	73	73	292	7	7	73
財形住宅資金貸付勘定	16	16	347	12	12	359	△ 5	△ 5	12
住宅資金貸付等勘定	20	108	3,475	△ 12	84	3,464	△ 32	△ 23	△ 12
住宅資金貸付等業務経理（貸付セグメント）	82	82	191	65	65	256	△ 17	△ 17	65
保証協会承継業務経理（協会セグメント）	△ 62	26	3,284	△ 76	20	3,208	△ 14	△ 6	△ 76
団信セグメント	△ 88	－	3,146	△ 96	－	3,050	△ 8	－	△ 96
求償等セグメント	26	26	139	20	20	158	△ 6	△ 6	20
既往債権管理勘定	1,306	1,306	222	1,211	1,211	1,433	△ 95	△ 95	1,211
法人全体	2,092	2,159	6,385	1,914	2,025	8,314	△ 177	△ 134	1,929
法人全体 （協会経理・既往勘定を除く）		828	2,879		795	3,674		△ 33	795

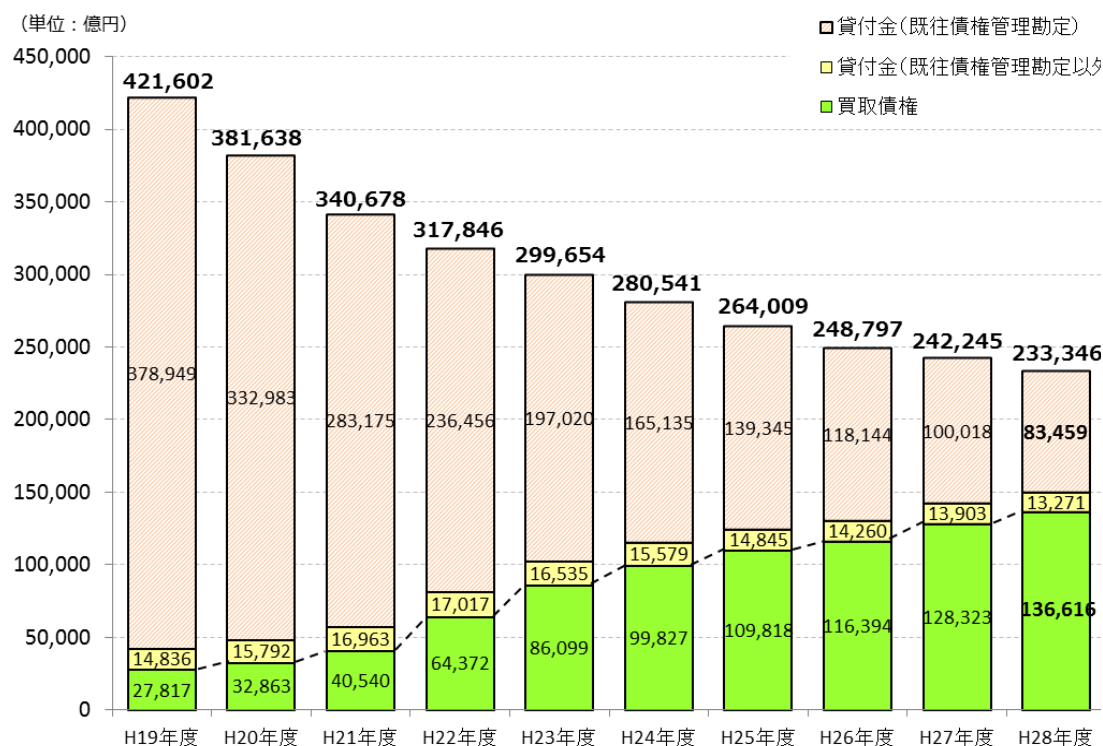
※ 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合があります。皆無の場合は「－」と表示しています。

※ 利益剰余金については、第二期中期目標期間終了後の積立金の処分（第三期中期目標期間への繰越し）として、将来の信用リスク等に備えるため、主務大臣の承認を受けて積立金とし、残余については国庫納付しています。

3. 買取債権・貸付金及び債券・借入金の残高推移

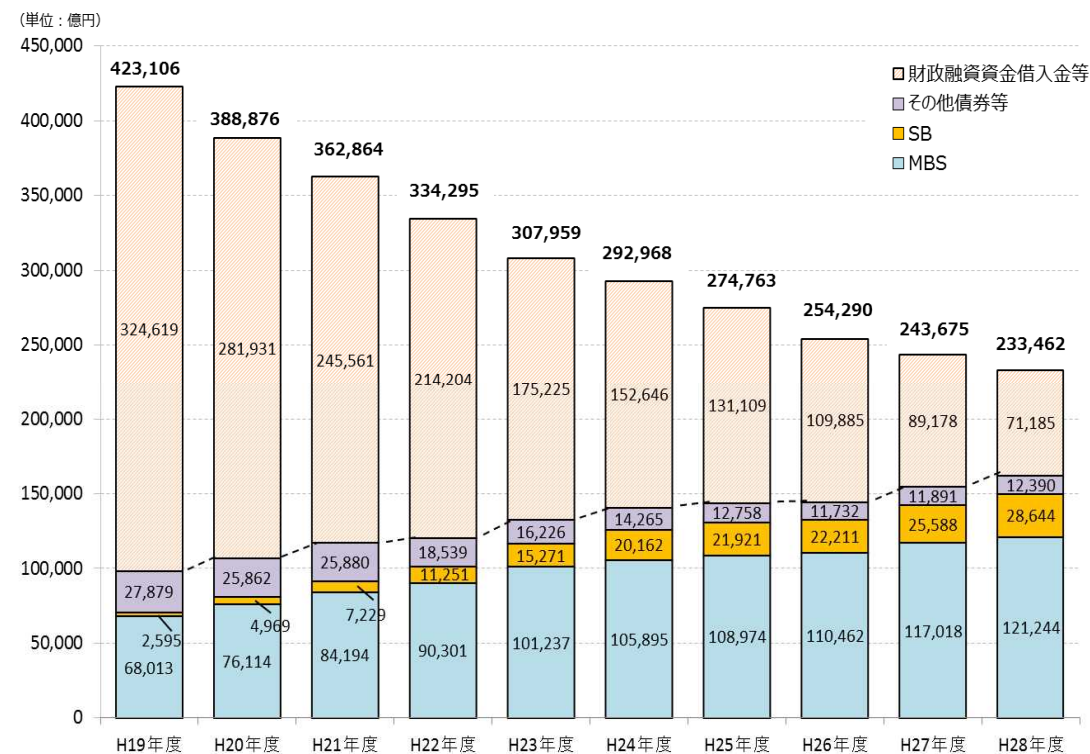
- 買取債権残高は、低金利に伴うフラット35の業績伸長（買取債権の取得 H27年度:2.3兆円 → H28年度:3.2兆円 0.9兆円増）により前年度比8,293億円増加して13兆6,616億円となり、法人全体の買取債権・貸付金残高に占める割合は58.5%になりました。
- MBS等の金融市場からの調達にはフラット35の業績伸長等により増加する一方、財政融資資金借入金等は既往債権管理勘定の貸付金残高の減少に伴い減少

買取債権・貸付金の残高推移



※ 棒グラフ上部の金額は合計額 ※ 億円未満を四捨五入している

債券・借入金の残高推移



※ その他債券等には民間借入金(シンジケートローン等)を含む

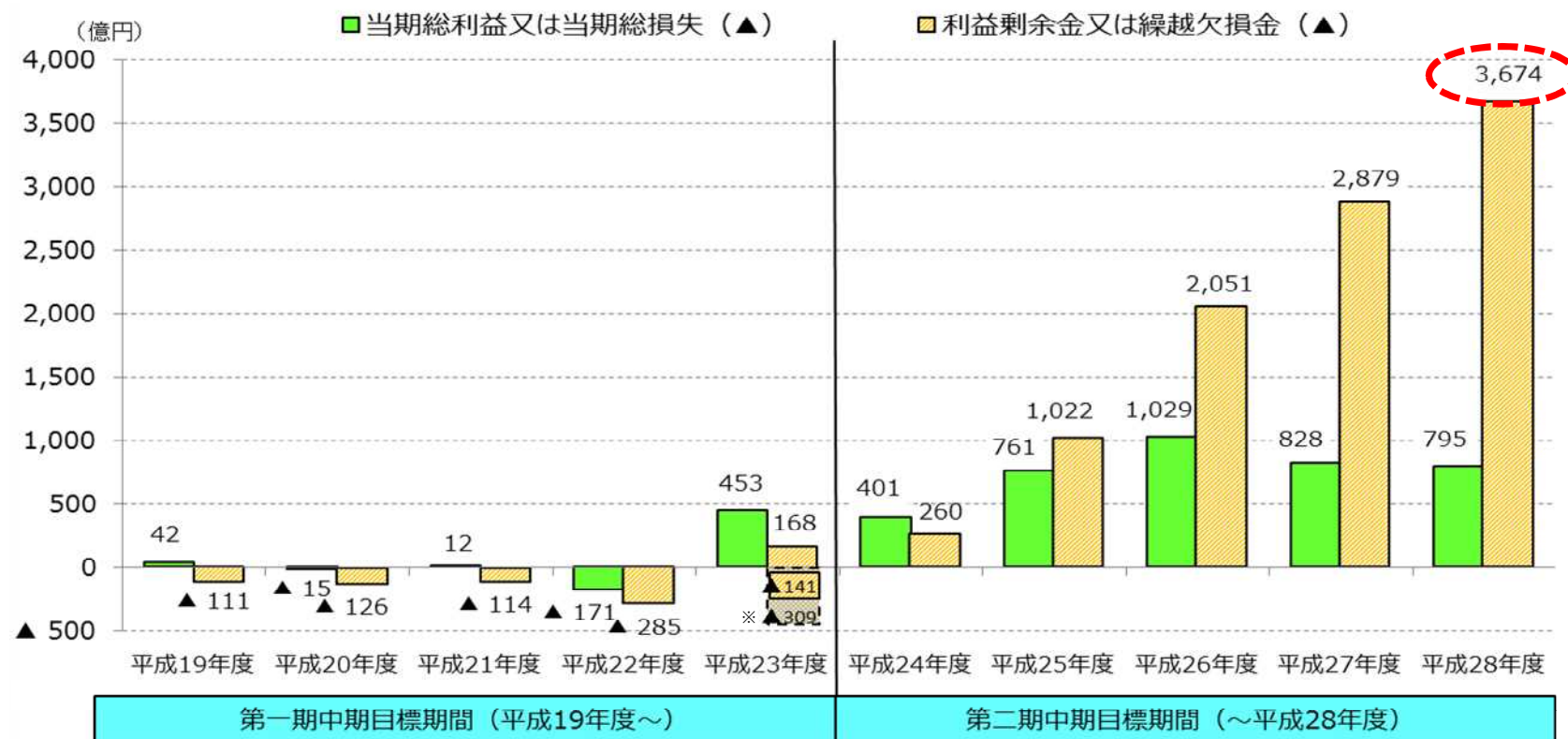
4. 第二期中期計画の達成状況① ～収支改善(既往債権管理勘定以外)～

<参考：第二期中期計画>

「既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。」とされています。

- 既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会承継業務に係るものを除く。）においては、証券化支援業務の推進＜＝安定的な収益の確保＞や延滞債権の削減＜＝損失の縮小＞等により、24年度で繰越欠損金を解消し、引き続き、利益剰余金を計上しています。

■ 既往債権管理勘定以外の勘定における損益等の推移



※ 平成24年度に国庫納付金として309億円支出しています。

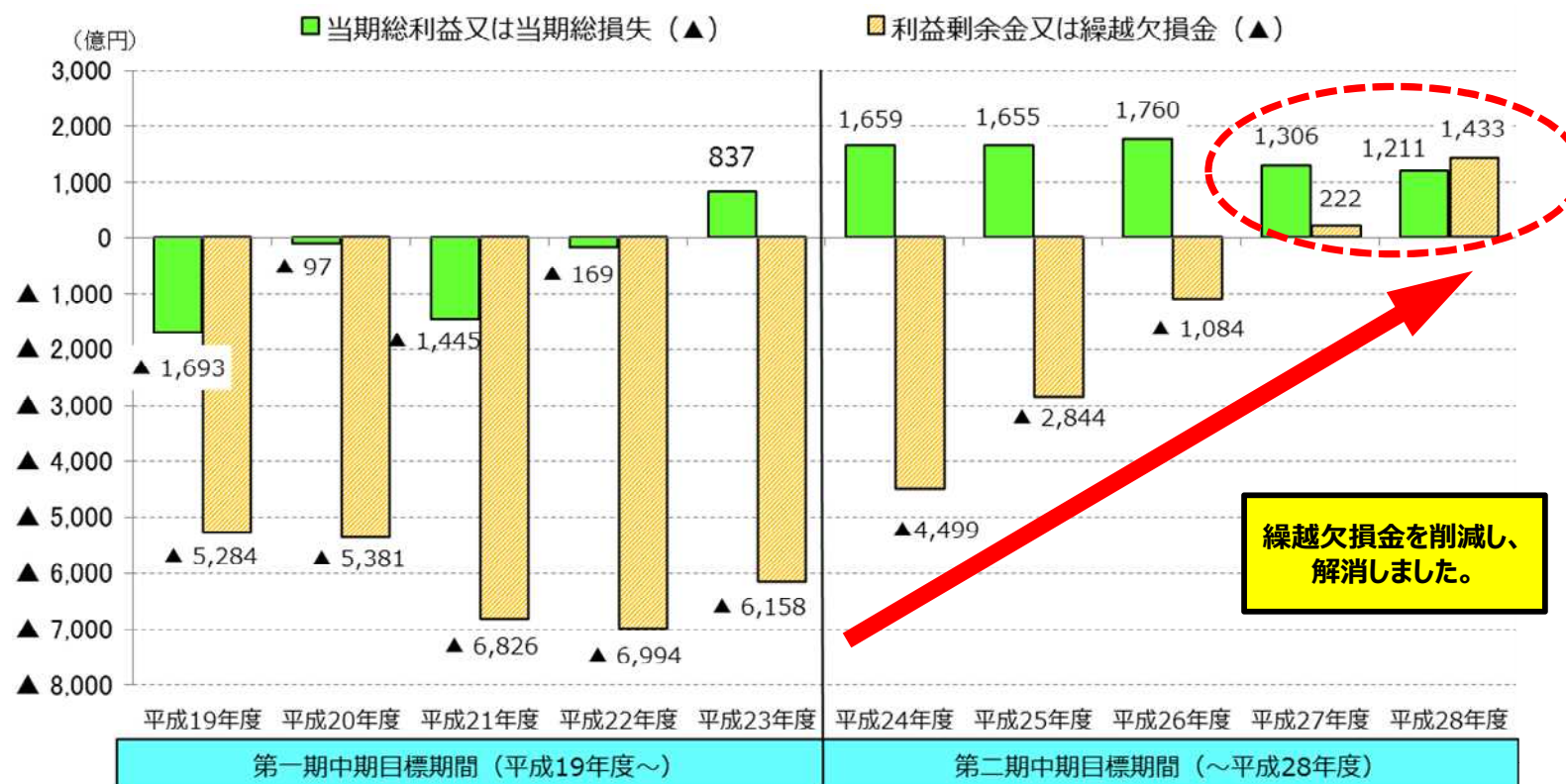
4. 第二期中期計画の達成状況② ～収支改善(既往債権管理勘定)～

<参考：第二期中期計画>

「既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生を抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。」とされています。

- 既往債権管理勘定においても、的確な債権管理業務の強化等により、繰越欠損金を着実に削減し、27年度には繰越欠損金を解消し、引き続き、利益剰余金を計上しました（中期計画を上回るペースで達成）。

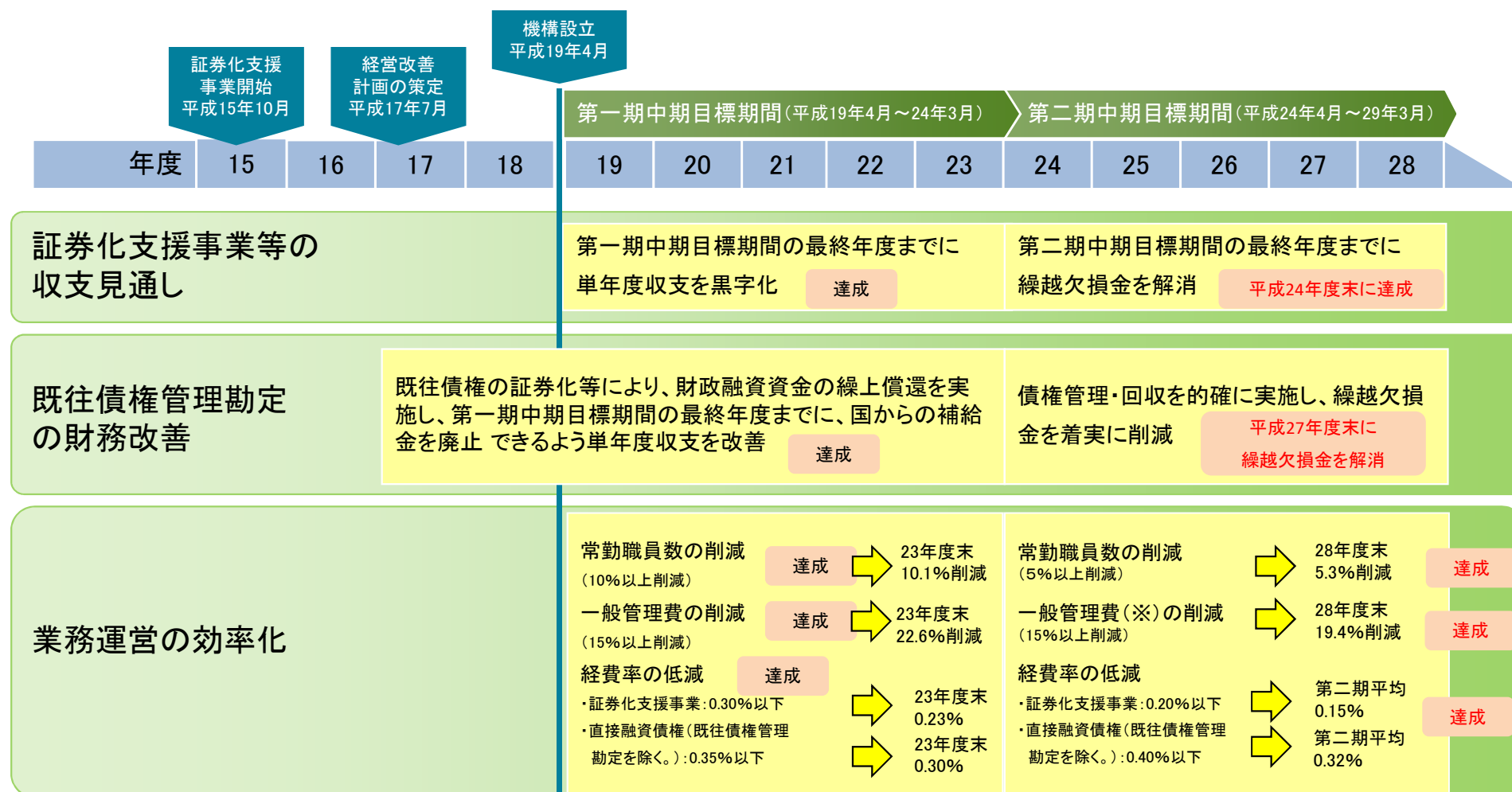
■ 既往債権管理勘定における損益等の推移



※ 平成19年度の繰越欠損金については、独立行政法人移行時に独立行政法人会計基準を適用したことに伴い、貸倒引当金（7,083億円）等を計上したことにより生じたものです。

4. 第二期中期計画の達成状況③ ～総括～

- 住宅金融市場の中で、自立的な経営のもと、民間金融機関の支援・補完を推進するため、着実に業務実績を積み重ねながら、財務内容の改善及び業務運営の効率化に取り組み、第二期中期目標・中期計画で定められた目標を全て達成



※ 第二期中期目標期間の一般管理費は、人件費、公租公課等を除く。

Ⅲ 第三期中期目標の概要及び足下の業務状況

1 第三期中期目標・中期計画の概要(平成29年度～平成32年度)①

- 「独立行政法人通則法が改正され、省庁による事前の統制から各法人の自立性や弾力性を高め、効果的かつ効率的な業務運営を行わせるという独立行政法人制度本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できることが今まで以上に求められるようになった。
- 主務大臣が目標を定めるに当たり指針とすべき事項をとりまとめた「独立行政法人の目標の策定に関する指針」においても、「主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等にかかる国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。」とされており、機構の第三期中期目標を策定する過程においても「政策実施機能の最大化」が大きなテーマとなっている。

○ 第三期中期目標のポイント

項目	ポイント
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	主に次の観点を踏まえ、事業を行うことが求められている。 ①「住生活基本計画」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に掲げられた目標の達成に向け、機構には「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割」をはじめとする政策等の政府方針に基づく施策の実現に向けた金融面からの支援が期待されていること。 ②これらの期待役割を果たすとともに、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図る必要があること。
2. 中期目標の期間	社会経済情勢の変化によりの確に対応できるよう中期目標期間を短縮することになり、他の政策金融機関及び民間金融機関の経営計画は概ね3年である一方、政策実施機関として住宅政策上の成果を見極めるには3年では足りないおそれがあることが考慮され、5年から1年早めた4年とされた。

1 第三期中期目標・中期計画の概要(平成29年度～平成32年度)②

項目	ポイント
3. 国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項	①業務目標の設定・評価の単位である「一定の事業等のまとまり」として、次の事業区分を1つのまとまりとする。 ・証券化支援事業 ・住宅融資保険事業 ・住宅資金融通等事業(財形住宅融資業務、団体信用生命保険業務及び既往債権管理業務を含む。) ②第二期中期目標では「業務運営の効率化」に資するための目標が中心だったが、第三期中期目標では「政策実施機能の最大化」や「法人の期待役割」にどのように応えていくかが中心となっている。 ③定量目標についても、住生活基本計画で掲げられた政府の「成果指標」を達成するためには機構がどの程度貢献すべきかという観点から設定され、これまで以上に「成果」が求められる。 ④住宅資金融通等事業において、住生活基本計画に基づく施策の実現のため、まちづくり融資やサービス付き高齢者向け住宅融資等については、審査項目が多岐に亘る業務に注力することから、標準処理期間の数値目標は設定しない。
4. 業務運営の効率化に関する事項	①一般管理費の削減については、引き続き求められているものの、これまでの取組実績を踏まえ、削減率が見直される。 ②経費率については、第三期に特に必要な費用を踏まえた率になる。 ③給与水準については第二期中期目標で定められていた「厳しく検証する」から「職員の士気向上」につながるものとするように変更。
5. 財務内容の改善に関する事項	①金融機関であることを踏まえ、資金調達やリスク管理債権に関する目標が設定される。 ②第二期に全ての勘定において繰越欠損金を解消したことから、繰越欠損金に関する目標は記載しない。
6. その他業務運営に関する重要事項	①内部統制等については、理事長のリーダーシップの下、引き続き積極的に取り組むことが求められている。 ②改正された独立行政法人通則法等の趣旨を踏まえ、第二期中期目標で定められていた「常勤職員数の削減」や「人件費を厳しく見直す」という点は第三期中期目標では目標から外れている。

2 主な定量目標①

項目		第二期中期目標	第二期中期計画	第三期中期目標	第三期中期計画
証券化支援事業	保証型の取扱金融機関数の買取型の取扱金融機関数に対する割合	—	—	中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を <u>5機関以上</u> 増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を <u>2.0%以上</u> とする。	中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を <u>5機関以上</u> 増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を <u>2.0%以上</u> とする。
	長期優良住宅の割合	—	—	中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を <u>25%以上</u> とする。	中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を <u>25%以上</u> とする。
	既存住宅の割合	—	—	中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を <u>22%以上</u> （可能な限り24%）とする。	中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を <u>22%以上</u> （可能な限り24%）とする。
	審査	機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、その期間内に案件の <u>8割以上</u> を処理すること。	機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、その期間内に案件の <u>8割以上</u> を処理する。	審査の迅速化、高度化等に努めること。	民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を <u>3日</u> とし、当該期間内に <u>8割以上</u> を処理する。
	フラット35子育て支援型の申請戸数	—	—	中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を <u>7,500戸以上</u> とする。	中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を <u>7,500戸以上</u> とする。
住宅融資保険事業	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数	—	—	中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を <u>70機関以上</u> とする。	中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を <u>70機関以上</u> とする。
	保険金支払期間	機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続き設定すること。	機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を25日とし、その期間内に案件の <u>8割以上</u> を処理する。	保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら積極的な回収に努めること。	保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直す。
	回収実績率	保険金を支払った保険事故に係る債権については、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努めること。	保険金を支払った保険事故に係る債権については、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努める。）		保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率の平均値を <u>48%以上</u> とする。

2 主な定量目標②

項目		第二期中期目標	第二期中期計画	第三期中期目標	第三期中期計画
住宅金融 通等事業	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の融資承認件数	—	—	中期目標期間中のサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数を <u>80件程度</u> とする。	高齢者の居住安定に資する住宅の整備を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の周知等を行い、融資承認件数を <u>80件程度</u> とする。
	一般管理費	平成23年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに <u>15%以上</u> 削減すること。	平成23年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに <u>15%以上</u> 削減する。	平成28年度末に比べ、中期目標期間の最終年度までに <u>2.5%以上</u> 削減すること。	平成28年度末に比べ、中期目標期間の最終年度までに <u>2.5%以上</u> 削減する。
	経費率	証券化支援業務	中期目標期間の平均が <u>0.20%以下</u> とするように努めること。	中期目標期間の平均が <u>0.20%以下</u> とするように努めること。	中期目標期間の平均を <u>0.18%以下</u> とするように努める。
		直接融資業務	中期目標期間の平均が <u>0.40%以下</u> とするように努めること。	中期目標期間の平均を <u>0.50%以下</u> とするように努めること。	中期目標期間の平均を <u>0.50%以下</u> とするように努める。
財務内容の改善	証券化支援業務リスク管理債権残高比率	中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を <u>3.6%以内</u> に抑制すること。	中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を <u>3.6%以内</u> に抑制する。	中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を <u>1.30%以内</u> に抑制すること。	的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を <u>1.30%以内</u> とするとともに、既往債権管理業務においては、平成28年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに <u>30%以上</u> 削減する。
	既往債権管理業務リスク管理債権残高の削減率	平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに <u>10%以上</u> 削減すること。	平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに <u>10%以上</u> 削減する。	平成28年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに <u>30%以上</u> 削減すること。	
	賃貸住宅融資業務リスク管理債権残高比率	中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を <u>3.6%以内</u> に抑制すること。	中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を <u>3.6%以内</u> に抑制する。	—	—
	宿舍	借上宿舍を含めた宿舍戸数について、第三期中期目標期間中に40%程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。	借上宿舍を含めた宿舍戸数について、第三期中期目標期間中に40%程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。	借上宿舍を含む宿舍戸数について、平成28年度末に比べ、 <u>17%程度</u> の削減を実現すること。	借上宿舍を含む宿舍戸数について、平成28年度末に比べ、 <u>17%程度</u> 削減する。

3 足下の取組 ～子育て支援や地域活性化のための居住支援～

- 「【フラット35】子育て支援型」・「【フラット35】地域活性化型」制度を平成29年4月に創設し、6月末までに57の地方公共団体と協定を締結。
- 【フラット35】においては、これまでも取得する住宅の質に応じて一定期間金利を引き下げるという取扱いを行ってきたが、子育て支援や地域活性化といったソフト面に着目し、更に地域ごとに異なる要件を設けて金利を引き下げるという取組は初めて。

● 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の概要

「子育て支援」、「UIJターン」、「コンパクトシティ形成」の各施策を実施している地方公共団体と機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる制度「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」を今年4月に創設



地方公共団体との協定締結式(2017年5月25日)

